

地方法人課税のあり方等に関する検討会
報告書(概要)
＜平成25年11月＞

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)①<H25.11>

地方法人所得課税についての基本的考え方

- 地方法人所得課税（法人住民税法人税割及び法人事業税所得割）については、
 - ・ 税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと、
 - ・ 法人の事業活動がより広域化しており税収を帰属させる課税団体についてもある程度の大きさが必要であること等の課題が指摘。

- 今回の地方消費税の税率引上げのように他の偏在性の小さい安定した地方税を充実していくことを前提に、
 - ・ 法人の事業活動規模等に即した外形的な基準による課税への移行や
 - ・ 国税化による地方交付税原資化を図ることを検討すべき。

- 地方交付税原資化を検討すべきものとしては、
 - ・ 偏在性が大きく、国の法人税と課税ベースの共通性の高い法人住民税法人税割
 - ・ 地方法人特別税、法人事業税所得割

- （地方交付税原資化の）対象としては、まず、法人事業税よりも偏在性が大きく、また、国の法人税と課税ベースの共通性の高い法人住民税法人税割を検討。

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)②<H25.11>

地方消費税率の引上げに対応した偏在是正措置

- 偏在性の小さい安定した地方税体系を構築するためには、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と法人住民税法人税割の地方交付税原資化によることが基本。
- 今回の地方消費税の増収は不交付団体においても生じるものであるから、地方消費税の税率引上げのタイミングは、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を図る一つの機会。
- 税制抜本改革法第7条第5号口の規定に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、地方消費税の税率引上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税原資化を図ることを検討すべき。

地方法人特別税・譲与税制度と他の偏在是正措置

- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。
- その際、法人住民税法人税割の交付税原資化により、より望ましい偏在是正措置に移行していくべき。